

## 研究開発学校及び教育課程特例校における 小中連携、一貫教育の取組について

### 1 取組の状況

#### (1) 研究開発学校

平成13年度以降に指定を受け（延長指定も含む）、研究テーマが「小・中連携」に分類されているものの数

○件数 52件

#### (2) 教育課程特例校

平成23年4月1日現在で、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組の数（取組の内容が小学校における外国語教育の充実のみに係るものを除く。）

○件数 32件

### 2 教育課程の基準の特例

教育課程の基準の特例を類型化すると、主なものは以下のとおり。

※ 研究開発学校については原則として最終報告書から、教育課程特例校については特別の教育課程編成・実施報告書から読み取れる内容に基づく。

#### (1) 総合的な学習の時間、教科等の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科等を設置するもの

研究開発学校 51件／52件中

教育課程特例校 32件／32件中

#### (2) 指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり、移行したりするもの

※ 具体的には（i）小学校段階及び中学校段階の学年間における指導内容の移行、（ii）小学校と中学校の指導内容の入れ替え、（iii）小学校から中学校への指導内容の移行、（iv）中学校から小学校への指導内容の移行

研究開発学校 5件／52件中

教育課程特例校 11件／32件中

\*（1）（2）の特例と合わせて、小中連携、一貫教育を推進するために、小6と中1の合同授業や小学校における教科担任制の導入等を実施している例がある。

### 3 取組の例

#### (1)「総合的な学習の時間、教科等の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科等を設置するもの」の例

##### 【研究開発学校】

国立大学法人広島大学附属三原幼稚園・三原小学校・三原中学校

◎指定年度：平成15年度～17年度、平成18年度～20年度（延長）

（以下、平成20年度実施報告書から抜粋）

##### ◎研究開発課題

幼小中一貫の教育力を生かした社会のグローバル化・高度情報化・超少子化の進展に対応する国際的コミュニケーション能力の育成を中心とした21世紀型学校カリキュラムの研究開発

（当該学校では、21世紀型学力として、「国際的コミュニケーション能力」、「共同的創造力」、「人間関係力」の3つを重視）

##### ◎教育課程の基準の特例（小学校・中学校に関する部分）

○小学校1～6年では、国語、生活科、総合的な学習の時間の時数を削減し、「国際コミュニケーション」を年間70時間程度設置

○中学校1～3年では、すべての教科と総合的な学習の時間の時数を削減し、「国際コミュニケーション」を年間105時間設置

○小学校1・2年で、「発見科」「表現科」を設置

・発見科：生活科の時数を移行し、1年で85時間、2年で88時間とする。

・表現科：1年で音楽、図画工作、体育の時数を移行し、年間46時間とする。

2年で音楽、図画工作、体育の時数を移行し、年間50時間とする。

○小学校5・6年で、総合的な学習の時間の時数を削減し、選択教科の時間を年間15時間設置。

○削減される時数（平成20年度）

小学校1年：国語17、生活102、音楽18、図工18、体育10

2年：国語17、生活105、音楽20、図工20、体育10

3年：国語17、総合35

4年：国語17、総合35

5年：国語17、総合50

6年：国語15、総合50

中学校1年：国語10、社会5、数学5、理科5、音楽10、美術10、

保体5、技家5、英語5、総合45

2年：国語5、社会5、数学5、理科5、保体5、技家5、英語5、総合70

3年：国語10、数学5、保体5、英語5、総合80

○「国際コミュニケーション科」の目標（小1～中3で設置）

様々なメディアを介した体験や直接体験をもとに多文化への理解を深めるとともに、内容や質を吟味した情報を発信したり、相手意識を育んだりすることを通して、積極的・実践的なコミュニケーション能力を育み、世界市民として生きる態度を育成する。

## (2) 「指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり、移行したりするもの」の例

### 【教育課程特例校】

(長野県上田市) 上田市立菅平小学校・菅平中学校

◎特例開始年月：平成20年4月

(以下、特別の教育課程編成・実施計画書から抜粋)

#### ◎教育課程の基準の特例

○小学校1年～中学校3年に新教科「スキー科」を新設する。

・小学校：年間3～30時間

・中学校：年間20～35時間

○小学校1～4学年で、外国語活動を行う。(年間10～20時間)

○中学校1～3学年に「英会話科」を新設する。(年間20～35時間)

○中学校1年の理科「大地の変化」で学ぶ内容の一部を小学校6年理科「大地のつくりと変化」に移動して指導する。(移動して指導した内容については中学校では指導しない)

○中学校1年の理科「植物の世界」で学ぶ内容の一部を小学校6年理科「植物と日光」に移動して指導する。(移動して指導した内容については中学校では指導しない。)

○削減される時数(平成23年度)

小学校3年：総合15、4年：総合25、5年：総合20、6年：総合20

中学校1年：総合30、2年：総合50、3年：総合60

#### ◎学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

菅平高原は、上信越高原国立公園の中にあり、冷涼な気候を利用した農業と観光業が盛んである。特に観光業は、昭和2年(1927)にスキー場が開発されて以降、レジャースキーの拠点として名声を得てきた。さらに、1980年代の終わり頃からは、高地トレーニングへの適性にも着目して、ラグビー・サッカー・陸上競技などの合宿招致にも力を注いで、現在では年間130万人の観光客が訪れ、外国人観光客も増加している。

このような地域性にあって、小中併設の小規模校である菅平小中学校は、保護者の大部分が何らかの形で観光業に携わっており、地域の特性を生かしたスキー活動を通して地域への愛着と誇りを育むと共に、増加する外国人観光客と十分なコミュニケーションがとれる英会話の力を身につけた人材の育成が求められている。

#### ◎参考：児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

本教育課程は、本来小中併設校である本校の特色を生かし、9年間を見通した教育課程の編成・学習指導や生活指導の充実等により小中一貫した指導を指向するものであり、各教科・領域の内容の系統性及び体系性については十分配慮して指導計画を作成している。

(参考) 学校教育法施行規則 (昭和22年5月23日文部省令第11号) (抄)

○小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から適用される規定  
(平成20年改訂学習指導要領と対応)

第51条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

第73条 中学校(併設型中学校及び第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

別表第1 (第51条関係)

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
- 三 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2及び別表第4の場合においても同様とする。)

別表第2 (第73条関係)

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105

	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

### ○平成20年度まで適用されていた規定（平成10年改訂学習指導要領と対応）

第51条 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

第73条 中学校（併設型中学校及び第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

別表第1（第51条関係）

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	272	280	235	235	180	175
	社会			70	85	90	100
	算数	114	155	150	150	150	150
	理科			70	90	95	95
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	90	90	90	90	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数				105	105	110	110
総授業時数		782	840	910	945	945	945

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2及び別表第4の場合においても同様とする。）

別表第2（第73条関係）

区分		第1学年	第2学年	第3学年
必修教科の授業時数	国語	140	105	105
	社会	105	105	85
	数学	105	105	105
	理科	105	105	80
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	90	90	90
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	105	105	105
道徳の授業時数		35	35	35
特別活動の授業時数		35	35	35
選択教科等に充てる授業時数		0～30	50～85	105～165
総合的な学習の時間の授業時数		70～100	70～105	70～130
総授業時数		980	980	980

## 備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。
- 四 選択教科の授業時数については、中学校学習指導要領で定めるところによる。